

## ○防犯カメラの管理及び運用に関する要綱

(平成 16 年 7 月 1 日施行)

改正 平成 26 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、駅周辺等公共の場所において不特定の者を巻き込んだ事件が発生している社会状況に考慮し、これらの犯罪を抑止するため、秦野市防犯協会（以下「協会」という。）が防犯カメラを設置するに当たり、その管理運用について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるとおりとする。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的（犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む。）として、不特定多数の者が利用する施設や場所に常設した画像記録装置を有するカメラをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影し、記録された映像をいう。

(プライバシーの保護等)

第 3 条 防犯カメラ及び画像は、その記録が個人のプライバシーに関する情報であることに常に配慮し、秦野市が定める秦野市個人情報保護条例(平成 17 年秦野市条例第 15 号)の趣旨に従って、適正に取り扱わなければならない。

[[秦野市個人情報保護条例第 15 条](#)]

(防犯カメラの設置)

第 4 条 防犯カメラは、犯罪予防の効果の向上と個人のプライバシー保護との調和を図り、撮影区域を適切な範囲とするように設置するものとする。

2 防犯カメラを設置するときは、撮影区域内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示するものとする。

(管理責任者)

第 5 条 防犯カメラを適切に管理し、及び運用するため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、協会の事務局長とし、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 防犯カメラの撮影区域の設定に関すること。
- (2) 画像の保存及び取扱いに関すること。
- (3) 画像により知り得た情報及び画像を記録した媒体の漏えい、滅失、損傷又は不当な使用の防止その他の安全管理に関すること。
- (4) 防犯カメラの設置場所の保守及び維持管理に関すること。
- (5) 映像録画機器の点検及び維持管理に関すること。

(6) 画像取扱職員（協会事務局員のうち画像の取扱いを担当する局員をいう。以下同じ。）の指定及び解除に関すること。

(7) 施設管理業務又は警備業務を委託する場合の委託業者に対する適正な指導及び監督に関すること。

（画像の検索等）

第6条 管理責任者の指示に基づく場合を除くほか、画像を検索し、閲覧し、複製し、印刷し、又は持ち出してはならない。

2 画像取扱職員は、画像を検索し、閲覧し、複製し、印刷し、又は持ち出したときは、秦野市防犯カメラ画像検索等記録簿（別記様式）にその旨を記載し、管理責任者に報告しなければならない。

（画像の管理）

第7条 画像の漏えい、滅失、損傷、不当な使用又は改ざんの防止その他の安全管理のため、管理責任者は画像を記録した媒体を鍵のかかる場所に保管するものとする。

（画像の保存期間等）

第8条 情報の漏えい、滅失、損傷、不当な使用又は改ざんの防止その他の安全管理の徹底のため、管理責任者は、おおむね1か月以内の期間で画像の保存期間を定めるものとする。ただし、証拠保存等のため特に必要がある画像については、その期間を延長することができる。

2 前項の保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行うものとする。

3 画像の記録媒体を廃棄するときは、読取りが行えないよう、破砕、裁断等の処理を行うものとする。

（画像の利用及び提供の制限）

第9条 管理責任者は、画像（画像を複製し、又は印刷したものを含む。）を設置目的以外の目的に利用し、又は提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、文書により提供を求められたとき。

〔[刑事訴訟法第197条第2項](#)〕

(2) 前号のほか、法令の規定により提供を求められたとき。

(3) 市民の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない必要があるとき。

2 前項の場合において、画像を提供するときは、管理責任者の許可を得たうえで提供するものとする。

（守秘義務）

第10条 防犯カメラ及び画像の取扱いにより知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(苦情処理)

第11条 管理責任者は、防犯カメラに関する苦情や問い合わせに誠実かつ迅速に対応するものとする。

(報告)

第12条 第9条の規定により、画像の提供をしたときは、協会の理事会及び総会に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成26年10月1日)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。